

所得申告相談会(確定申告)は事前予約制に変わります

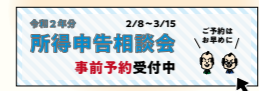
新型コロナウイルス感染症の対策として、所得申告相談会場の混雑を防ぐため、来場する人は市ホームページから「事前予約」をお願いします。予約は来場希望日の2日前(土日祝日などの閉庁日を除く)までにお申し込みください。

▼予約方法

①パソコンやスマホから市のホームページにアクセス

福島県伊達市

②トップページ上段のスライドをクリック



③氏名・連絡先を入力し希望日時を選択します。予約後に受付番号を控え、当日、会場でご提示ください。



予約ページ

※予約受付開始の12月28日(月)より前はつながりません。

インターネットでの予約が困難な人は税務課または各総合支所へご来庁の上、予約の手続きをお願いします。※2月以降は各総合支所のみで受け付けます。

予約受付
12/28(月)~

▼申告相談会の日程・会場

受付時間 [午前] 9時~11時30分 [午後] 13時~16時

	2月															3月																
	8	9	10	12	15	16	17	18	19	22	24	25	26	1	2	3	4	5	8	9	10	11	12	15								
保原会場 伊達市役所	常設															※1																
梁川会場 梁川中央交流館	常設															※1																
月館会場 月館中央交流館	2/8(月)~16(火)															※2																
霊山会場 霊山中央交流館																2/17(水)~3/2(火)					※2											
伊達会場 伊達ふれあいセンター																3/3(水)~3/15(月)															※1	

※1…最終日受付15時まで/※2…最終日受付午前のみ

- ・今年度は保原に加えて梁川を常設会場とし、伊達、霊山、月館は日程を増やします。(※中央交流館は月曜定休ですが、申告会場のみ開館します。)
- ・お住まいの地域以外の会場でも相談が可能です。
- ・各会場の初日・月曜日・最終日および保原会場の後半は、例年混雑するので予約はお早めをお願いします。
- ・申告内容によっては、受付時間が多少前後する場合があります。

感染対策のご協力をお願いします



みんなで予約すれば密を避けられるって寸法か!

▼伊達市の申告会場以外でも申告ができます 確定申告書作成会場は「ウィル福島」

期間 2/1(月)~3/15(月) ※土日祝日を除く

時間 9時30分~16時 ※2/21(日)、2/28(日)は開設



※入場には「入場整理券」が必要です。

※会場開設前は申告書作成会場は設置されていないので、会場開設後にお越しください。

〒福島税務署 ☎534-3121

▼注意点

- ①下記に該当する人は、e-Taxまたは福島税務署の申告会場(ウィル福島)で申告をしてください。
 - ・住宅ローンの控除を初めて受ける人
 - ・土地や家屋の譲渡(売買など)による所得がある人
 - ・株式の譲渡や先物取引による所得がある人
 - ・事業所得があり、青色申告をしている人
 - ・前年分の申告を税務署申告会場で行った人

▼e-Taxがおすすめ

インターネットを使用して電子的に申告手続きができるシステムです。画面に従ってお手元の書類の数字を入力するだけ。今年はぜひe-taxにチャレンジしましょう。

オイラもe-taxに挑戦するぜい!



コロナ対策になるから今年は特にオススメでえ!



令和2年分

所得申告相談会

申告受付期間

2/8(月)~
3/15(月)

〒税務課市民税係 ☎575-1138

▼申告前にチェック!

- 1 農業・営業・不動産所得がある人は事前に収支を計算しましょう。
- 2 医療費控除を受ける人は事前に医療費控除明細書を記入しましょう。

▼マイナンバーカードをお持ちください

申告にはマイナンバーの記載と本人確認書類が必要です。カードをお持ちでない人は個人番号が確認できる書類(通知カードなど)と身元確認書類(免許証など)をお持ちください。

▼持ち物

- 源泉徴収票(原本) ※給与・年金所得がある人
- 収支内訳書 ※農業・営業・不動産所得がある人
- 国民年金保険料・国民健康保険税などの控除証明書または領収書
- 生命保険・地震保険などの支払保険料控除証明書
- 医療費控除の明細書(受診者・病院ごとの合計額および保険金などで補填された金額がわかるもの)、おむつ使用証明書(☎参照)

収支計算や明細書の記入が終了していないと受付ができませんのでご協力をお願いします。

- 事前予約の受付番号がわかるもの
- 身体障害者手帳、療育手帳、障害者控除認定書(☎参照) ※障がい者本人および障がい者の扶養義務者
- 学生証 ※学生のみ
- 税務署から郵送された通知書 ※郵送された人
- 申告者本人名義の預金通帳
- 印鑑(認印)
- マイナンバー確認書類
- その他必要と思われるもの

国保年金課からのお知らせ

▼国保の高額療養費の申請と確定申告

所得申告で医療費の領収書を使用する場合は、次の点にご注意ください。

- ▶高額療養費を申請した後に確定申告をする場合
 - ・高額療養費の申請を受け付けた際、領収書をお返しします。所得申告に使用してください。
 - ・申告額は令和2年に支払った医療費から高額療養費の支給額を差引いた金額です。申告時には、市から送付される「高額療養費支給決定通知」が必要になります。
- ▶確定申告の後に高額療養費を申請する場合
 - ・高額療養費に該当するかどうかは診療月の2カ月後に確定します。高額な医療費を支払った場合は、あらかじめ領収書のコピーを取っておいてください。

▼医療費通知は医療費控除に使用できます

国民健康保険で受診した被保険者のいる世帯主を対象に「医療費のお知らせ(医療費通知)」を2カ月に1度お送りしています。この通知は、医療費控除を受ける際に使用できます。再発行には2週間程度かかりますので、再発行を希望する人は事前にご相談ください。

なお、医療費通知に記載されている自己負担額が実際に負担した額と異なる場合(公費負担や高額療養費の申請をした場合)は、訂正して申告してください。

▼セルフメディケーション税制

医療費控除の特例として、特定の医薬品の購入額が所得から控除されます。医療費控除との併用はできません。 ☎国保年金課給付係 ☎575-1198

高齢福祉課(介護保険)からのお知らせ

▼おむつ使用証明書(☎)

- ▶取得の要件
 - 介護保険主治医意見書によりおむつが必要と確認できる人
- ▶手続きの方法
 - ・初めて医療費控除を受ける年は、医師から発行してもらいます。(用紙は高齢福祉課・総合支所にあります)。
 - ・2年目以降で、介護保険の認定があり、要件に該当する人は「おむつ使用確認書」として高齢福祉課より発行します。

▼障害者控除認定書(☎)

- ▶取得の要件
 - 介護保険要介護(支援)の認定がある65歳以上の人で、認定調査票、または主治医の意見書で障害者に準ずると認められた人
- ▶手続きの方法
 - ・☎、☎ともに即日発行はできませんので、余裕をもって申請(印鑑持参)してください。
 - ・高齢福祉課、各総合支所で手続きをしてください。

▼介護保険給付費通知は医療費控除に使用できません

介護事業所からの明細書で確認してください。 ☎高齢福祉課介護保険係 ☎575-1299

令和2年1月~12月分を計算しねえと...



必要なものをよく確認して申告に備えよう